

議第1号

参議院議員選挙における合区の解消を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年11月30日

提出者

嘉井重原須岡大井古立仁長竹川	見川清見本塚下野川木池内田	博龍佳徹一富明泰了啓文義琢勝広佑大	之二之臣仁治廣憲司大人武了巳彦志樹敦志	寺眞北福岡井木山平元東庄浪岸近梶坂岡	井貝島山田村下西山木条野越本藤原口田	正浩一博理保賢国尚章恭昌憲淳一誠	邇司人史絵裕功朗道生子彦一志諭哉治晋
----------------	---------------	-------------------	---------------------	--------------------	--------------------	------------------	--------------------

徳島県議会議長

岡田理絵殿

参議院議員選挙における合区の解消を求める意見書

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、今日に至るまでの76年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

参議院議員選挙においては、平成28年に憲政史上初めて「合区」による選挙が執行され、以来、合区構成県において、過去最低の投票率を更新する県が複数発生するなど、様々な弊害が顕在化しているところである。

特に、去る10月22日執行の「参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙」における徳島県の投票率は23.92%と、補欠選挙を含めた参議院議員選挙で76年ぶりに過去最低を更新する事態となった。

こうした結果は、自県を代表する議員が出せず、これに伴い人口減少という我が国の重要課題に直面する地方の実情が国政へ反映し難くなるなど、合区の弊害に対する県民の失望や関心の低下を如実に示すものである。本来、選挙制度は、より多くの国民の皆様に関心を持っていただくものであるべきところ、真逆の状態を引き起こしているといわざるをえない。

また、合区制度では、合区した二つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなる。さらに、令和4年7月に行われた参議院議員通常選挙を巡る「一票の較差」訴訟において、去る10月、最高裁判所が示した判決理由に見られるように、「較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべき」状況に変わりはなく、今後、大都市と地方部における人口偏在の拡大が更に進めば、合区対象県は4県にとどまらず、一層拡大していく恐れがある。

このような状況は、都道府県間で一票の較差とは異なる不平等性が生じているものであり、我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度が、選挙の回数を重ねることにより、なし崩し的に固定化し、拡大することは、断じて容認できない。

よって、国においては、令和7年の参議院議員選挙までに、あらゆる手段を講じて合区を確実に解消し、各都道府県から少なくとも1人の代表が選出されるなど、地方の多様な意見が国政に届き、しっかりと反映される制度とするよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第 2 号

特殊詐欺被害防止対策の強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 岡 田 理 絵 殿

特殊詐欺被害防止対策の強化を求める意見書

全国で特殊詐欺の被害が後を絶たない中、本県においても、本年10月末時点で特殊詐欺の被害額は約3億2,847万円と急増し、昨年同期比で約5.8倍の被害となるなど、危機的な状況にある。

特に、外国為替取引や暗号資産などによる投資を名目とした詐欺の被害額が増加しており、全体の6割を占めている。

近年、個人の資産所得を高めるため、NISAの抜本的拡大や金融リテラシーの向上など政府をあげての「貯蓄から投資へ」という社会的機運が高まっている中、これら投資関係の詐欺被害の増大は、個人の財産を大きく侵害することに加え、我が国の金融経済及び社会発展を大きく阻害するものである。

また、多額の被害金が犯罪者グループの収益となり、その資金が還流することにより、新たな犯罪を連鎖的に生み出すという治安上の脅威となっている。

よって、国におかれては、投資名目の詐欺をはじめとした特殊詐欺の根絶を図るため、次の事項について、早急に措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 特殊詐欺を防止できる体制の充実や啓発の強化を図ること。
- 2 ATM利用制限や個人投資における注意喚起など金融機関や証券業界と連携した対策を強化すること。
- 3 犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査や国際捜査を徹底するなど、全国警察が一体となった取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

内 閣 官 房 長 官

国家公安委員会委員長

内閣府特命担当大臣(金融)

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

協力要望先

県選出国會議員